

## 所得税増税に伴うふるさと納税における寄附金控除額の計算方法の改正について

平成 23 年 12 月 2 日に「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法(平成 23 年法律第 117 号)」が公布され、所得税率に復興特別所得税が加算されることになりました。これに伴い所得税率を用いて算出するふるさと納税における寄附金控除の計算方法が変わります。

### 【適用期間】

平成 26 年度（平成 25 年分）から令和 20 年度（令和 19 年分）まで

### 【所得税の増税内容】

従来の所得税率に 2.1%を加算

### 【計算方法】

市民税＝（市民税控除対象寄附金の合計額－2,000 円）× 6 %＋特例控除額の 3 / 5

府民税＝（府民税控除対象寄附金の合計額－2,000 円）× 4 %＋特例控除額の 2 / 5

※特例控除額

（地方公共団体に対する寄附金－2,000 円）×（90%－所得税の限界税率×1.021）：所得割額の 10%を限度